

○調剤基本料と薬剤服用歴の活用について

3-1

当薬局の調剤基本料等については下記の通りです。また、お薬を安心・安全にご利用いただくために薬剤服用歴を活用しています。薬剤服用歴に基づき、お薬の服用に関するこ^トや市販薬および飲食物、嗜好品等との飲み合わせについて説明し、薬剤服用歴に記録します。

- ・お聞きした情報は個人情報保護の取扱いに関する基本事項に基づき適切に管理します。疑問・質問等ございましたら、等薬局の薬剤に遠慮なくご相談ください。

- ・下記表中の点数は全て1点=10円です

- ・以下の項目は厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出ており、基準に係る区分に応じて所定の点数を加算します。（注）ただし※の項目を除く

溝上薬局土井一丁目店

が2025年4月1日 時点で地方厚生局長へ届け出を行っている施設基準

表①